

秋田市森林環境譲与税活用基本方針

〔 令和 8 年 10 月 13 日
市 長 決 裁 〕

第 1 趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、平成 31 年度 4 月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、毎年、法に規定する譲与税基準に基づき森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）が譲与されることとなった。

譲与税の使途については法第 34 条に規定されているが、その細部については市の方針に委ねられていることから、法の趣旨および法の規定のもと『秋田市森林整備計画書』に基づいた森林整備を促進し、林業の持続的発展および森林の有する多面的機能の発揮に繋げるため、譲与税の活用について基本方針を定めるものである。

第 2 事業の分類と主な活用内容

以下の 4 つの事業分類において基本方針を定め、具体的な活用内容については別紙のとおりとする。

1 森林整備

市内森林組合および林業事業者等が行う森林・林業振興対策事業について支援するほか、経営管理が長期間行われていない森林について、森林経営管理制度を活用した整備を推進する。加えて、森林整備に不可欠な林道や作業道などの維持管理や補修、林地台帳などのデジタル情報管理など、森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化の促進を図る。さらに、森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のため、捕獲などの対策を実施する。

2 人材育成

秋田県林業トップランナー養成研修を受講する研修生に対する支援や、新規就業者確保への支援、その他各種資格取得や安全衛生装備品への支援など、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取組を進め、労働環境の整備改善を図る。

3 木材利用

「秋田市木材利用促進基本方針」（令和 5 年 2 月 16 日市長決裁）に基づき、市による率先した地元産木材利用により需要拡大を促進するほか、情報発信により、市民が地元産木材に触れあい木の良さを実感できる機会を創出する。

4 普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、市民の意識醸成につながる体験活動や地域材を活用した木製品の制作など、木の良さの普及を図る活動等を実施するとともに、それらの活動に対して支援する。

第3 基本方針の見直し等について

基本方針については、今後の国・県の動向や市の情勢の変化、また林業・木材産業の実情や森林整備の進捗などを踏まえ各事業について随時見直しを行い譲与税の有効活用を図っていくものとする。

附則

- 1 この基本方針は、令和8年10月13日から施行する。